定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年三月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年三月八日

広島県福山市沼隈町大字常石一〇八三番地

ツネイシＣバリューズ株式会社

代表取締役　原　宗一

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年四月十日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年三月八日

群馬県渋川市渋川一六三八番地の一

株式会社上毛スポーツセンター

代表取締役　眞下　善正

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である大槻里沙が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年三月八日

東京都千代田区丸の内一丁目三番一号東京銀行協会ビル

Pareto Partners (Marketing) Limited

日本における代表者　大槻　里沙

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である落合彰が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年三月八日

東京都中央区築地二丁目一二番一六号

VOSTOKTORGIMPORT LLC

日本における代表者　落合　彰

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である阿部良明が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十二年三月八日

沖縄県那覇市寄宮二丁目六番一〇号　一Ｆ

株式会社ティーディーアイアール

日本における代表者　阿部　良明

限定承認公告

本籍新潟県燕市南七丁目六三九七番地四、最後の住所新潟県燕市花見八一番地六

被相続人　亡　荒井　清

右被相続人は平成二十一年十二月二十日死亡し、その相続人は平成二十二年二月二十五日新潟家庭裁判所三条支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月八日

新潟県燕市秋葉町四丁目一二番四号

相続財産管理人　小林　聡子

限定承認公告

本籍富山県富山市大山北新町七九六番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　岩田　貢

右被相続人は平成二十一年十一月二十九日死亡し、その相続人は平成二十二年三月一日富山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月八日

富山県富山市大山北新町七九六番地六

相続財産管理人　岩田セヱ子

限定承認公告

本籍石川県輪島市門前町貝吹ハの七番地、最後の住所東京都港区白金三丁目九番一八―一〇一号

被相続人　亡　高　小夜子

右被相続人は平成二十一年九月十七日死亡し、その相続人は平成二十二年一月四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月八日

石川県石川郡野々市町菅原町八番一二―一号

相続財産管理人　新長　好江

限定承認公告

本籍岐阜県多治見市池田町四丁目九二番地、最後の住所岐阜県多治見市虎渓町一丁目四七番地

被相続人　亡　井澤　恒雄

右被相続人は平成二十一年十一月二十九日死亡し、その相続人は平成二十二年二月二十二日岐阜家庭裁判所多治見支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月八日

岐阜県多治見市池田町四丁目九二番地

相続財産管理人　井澤　待子

限定承認公告

本籍佐賀県武雄市北方町大字大崎二一六七番地、最後の住所三重県いなべ市員弁町平古三六〇番地一九

被相続人　亡　村田　漠

右被相続人は平成二十一年十月二十六日死亡し、その相続人は平成二十二年二月十七日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月八日

三重県いなべ市大安町平塚一一二五番地一

相続財産管理人　村田まゆみ

限定承認公告

本籍大阪府堺市南区若松台三丁一五番地一一、最後の住所大阪府堺市堺区中安井町三丁四番六―一三〇四号

被相続人　亡　山中　聖子

右被相続人は平成二十一年十一月十八日死亡し、その相続人は平成二十二年二月十五日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月八日

大阪府堺市南区新檜尾台二丁二―四―一一四号

相続財産管理人　山中　秀樹

限定承認公告

本籍島根県邑智郡川本町大字川本六三〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　釿　武

右被相続人は平成二十一年一月二十七日死亡し、その相続人は平成二十二年二月十六日松江家庭裁判所川本出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月八日

島根県邑智郡川本町大字川本三三二番地二九

限定承認者　釿　英俊

限定承認公告

徳島県板野郡北島町北村字壱町四反地八五番地二二、最後の住所右に同じ

被相続人　亡　久次米　節子

右被相続人は平成二十一年十二月十三日死亡しその相続人は平成二十二年二月十五日徳島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月八日

徳島県板野郡北島町北村字壱町四反地八五番地二二　相続財産管理人　久次米　龍弘

訂正公告

平成二十二年二月二十四日（号外第三十六号）掲載の資本金の額の減少公告及び第四十八期決算公告（枠組）中、「効力発生日は平成二十二年三月二十五日であり」とあるは「効力発生日は平成二十二年三月三十日であり」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年三月八日

東京都府中市緑町二丁目一二番地の八

柳河物流株式会社

代表取締役　成瀬　明雄

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一一三	二	終りから二	広島市安芸郡熊野町375番地3	広島県安芸郡熊野町375番地3

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月八日付第四七号九六ページ
五日付衆会第三号七二ページ
◉付録　二月官報目録一二ページ

●一月二十一日付政府調達第四四号二四ページ●一月二十一日付政府調達第四五号二五ページ●一月二十二日付政府調達第四六号二六ページ●一月二十五日付政府調達第四七号二七ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）